TEL 03(6402)9555 FAX 03(6402)9556

URL http://www.kojimaz.jp E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

### 仮想通貨に係る確定申告の取り扱い

平成29年に仮想通貨の取引でかなりの利益がでましたが、税務的にはどのように取り扱 われるのでしょうか?また、確定申告する必要はあるのでしょうか?

## 解說

ビットコインをはじめとする仮想通貨を売却または使用することにより生じる利益につい ては、原則として雑所得に該当します。

#### 確定申告の必要性 1.

仮想通貨の売却や使用で生じた利益は雑所得として確定申告をする必要があります。もち ろん、海外の事業者を使って得た利益でも日本で課税されますので同様です。ただし、一 定のサラリーマンの場合、仮想通貨等の利益が20万円以下で、他に所得がない場合は、 確定申告は不要です。

#### どういった場合に課税されるか? 2.

下記のそれぞれの場合に課税されます(売却または使用による利益が20万円超の場合)

	仮想通貨購入後の取引内容	課税されるかどうか?
1	値上がりしたため売却して、円に換金した	課税
2	値上がりしたため家電量販店で買い物をした	課税
3	値上がりしたが、そのまま保有を継続	課税されない
4	値上がりしたため、一部だけ売却し、残りは保有	売却分に対応する利益のみ課税
5	購入した仮想通貨を使って別の仮想通貨を購入	もともと保有していた仮想通貨
		が値上がりしていれば、別の仮
		想通貨の購入時点で課税
6	仮想通貨が分裂して別の仮想通貨になった場合	分裂時点では課税されない

#### 仮想通貨に関する所得の計算方法 3.

原則、移動平均法。ただし、継続適用を要件に総平均法を用いることも可能。

### 要するに…

2017年は仮想通貨の利益をめぐる申告が増えると想定されています。仮想通貨は取引がわ からないといわれていますが、ブロックチェーン技術で**いつ、誰が、いくらで取引をしたか** が容易にわかってしまいます。国税庁もすでに対策を始めているので、延滞税などの罰金が かからないように、利益が出た分はきちんと確定申告をしたほうがいいでしょう。